第百三十四号議案

火災予防条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月六日

者 東京都知事 小 池 百 合

子

提

出

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防 条例 昭 和 三十 七年 東京都条例第六十 五. 号) 0) 部 を 次のように改 正 立する。

十 一 条 **%第二項** 中 道 路 上に 設 け る 0) 下 に 電 気事 業 者 用 *Ø*) ∟ を 加え、 同 項ただし 書中 ま たは お お わ n た を 又は

われた」に改める。

う 車、 は、 を 動 項 第十 収 車 充電ポ + 納する設備で、 等に接 を 原 - 号 動 「を 条の二第一 機 13 除く。 付自 規 ストを含む」 続するた 定する 転 車、 変圧 を め 項 原 61 0) 船 中 動 に す 1, b 舶 機 ん機能 改め、 Ė 0 付 を 分離 航空機その他これらに 自転 動 いう。 車 型の 等 第十五号を第十七号とし、 を有しない 車 をい (道 b 以 路交通 下同じ。 0) う。 (変 b 第十 0) 圧 法 する機 をいう。 を用 昭 類するものをいう。 号において同じ。 和三十五年法律第百五号) 能 1 を有 以下同じ。 て」に、 第十四号を第十 する設備本 「及び全出 により構成されるも 以下同じ。 をいう。 体 . 及 び 五号とし、 力二百 充電 第二条第一 以下こ にコネクター ポ 丰 同 ス 口 ロット 0) | 号の 1 条に 項 0) (コネクター 次に次 をい 第九号に規定する自動 お を超えるも う。 11 (充 の 一 7 同 電用 以 じ。 号を加える。 下同 及び 0) ケー を除 充 電 に ブル 用 に を ケ を 車 あ] 電 又 は を ブ 気 自 7 自 ル 動 同

+六 急速充電 設 備 0 うち 分離型のものにあつて は、 充電ポ スト に蓄電池 (主として保安の ために設け つるも 0) を除く。 を

内蔵しないこと。

分 をい 第 + う。 条の二第一項第十三号を同 以下この号に おい 7 同じ。 項第十四 を削 号とし、 り、 同号を同項第十三号とし、 同 項 第十二号中 (充電 同 用 項第 ケー +ブ ル 号 中 を 電 気 自 自 動 動 車 車 · 等 に · 等 ∟ 接 を 続 急 するた 速 充 電 め 設 0) 備 部

第百 三 十 四号議案 火災予防条例の一部を改正する条例

る に、 か 停 と 自 Ħ. 5 動 止することができる装置 電 号とし、 気自 車等と に させ 改 13 め、 改 動 ない」 の接続部に」 め、 車 · 等 _ 同 同号を同項第 同号 項 中 を 13 改め、 第三号を第四号とし、 し を 同 を な 項第七号とし、 + を、 1 同号を同項第十二号とし、 「コネクター 一号とし、 に 当該急速充電設備 改め、 同 が 同 同項第五号中 号を同 第二号を第三号とし、 項第 電気自 七 項第六号とし、 動車等に接続され、 号 0) から 利 用 同 「急速充電設備と電 第 者が異常を認めたときに、 項 九号までを一号ずつ繰り下げ、 第十号中 第 同 項第四 一号に次のただし書を加える。 下緊 に、 急停止させることができる措置を講ず 号中 気自動車等と」 「接続部が」 「させない」 速や か を に操作することができる箇 同 を を ーコ 項第六号中 「コネ 「しない ネクタ ク タ] 急 · が 当] 13 と 改 速 電 め Ź 該 充 気 電 電 を 同 自 気 設 号 動 自 備 所 緊急 を 車 動 と 13 · 等 設 同 車 電 項 箬 け 13 気

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない

第十一条の二 第 項 第 号 を 同 項第二号とし、 同 .項に 第一 号として次 の 一 号を 加 える。

あ 0 を除 つて 急速充電設 は、 < . ح を 0) 備 限り 屋 外 全 に で 出 設ける な 力 Ŧī. 61 十 場 丰 合に 口 ワッ あ 0 \vdash 7 以 は 下 0) 建築 b 0) 及び 物 か ら 三 消 防 メ 総 監] 1 が ル 定 8 以 る 上 延 0) 焼を防 距 離 を保つこと。 止 するため の措 ただし、 置 が 沸 次 に じ 掲げ 5 れ る 7 b r V る 0

イ 不燃材料 で造り、 又 んは覆 わ れた外壁で 開 \Box 部 0) な 1 b 0) 13 面する b

ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

以 第 九号」 下 第十 0) b を 0) 条 及び 0 前 消 項 第 第 防 九号及び 総 項 監 中 が 定 当 一該蓄 第十号」に改 め る 延 電 足焼を防 池 0) 止す め、 下 13 る 同 た 条第三項 主とし め 0 措 て保 置 中 が 並 講 安 じ び 0) ため 5 K 同 れ 7 条第二 13 設 ιV るも け 項 るものを除く。 0) を除 (屋外に設け ζ. るもの に 限 を る。 加 (全出 え、 を削 力 五. 前 十 項 丰 第 口 八 号及び ワ ツ

附則

1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。

2 一条第二 ح 0) 条例 項 に 13 よる改 お (V 7 準 正 用 後 す 0) る場 火災予 合を含む。 防条例第十一条第二項に規定する変電 又 は 第十 条 の 二 第 項 13 設備 規定する急 第八条の三第三 速 充 電 設 備であっ 項、 第十二条第二 て、 ح 0) 条 項 例 0) 及 び 施 第十 行 0

際、 現に設置され、 又は設置の工事がされているものについては、 なお従前の例による。

(提案理由)

を定める省令の一部を改正する省令(令和五年総務省令第八号) 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、 構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱い の施行に伴 1, 急速充電設備 に関する条例の制定に関する基準 0) 位置、 構造及び管理 0 基準に

係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。